# 令和6年上尾市教育委員会5月定例会 会議録

**1 日 時** 令和6年5月23日(木曜日)

開会 午前9時30分

閉会 午前11時24分

2 場 所 上尾市役所 7 階教育委員室

3 出席委員 教育長 西倉剛

教育長職務代理者 大塚崇行

委員 内田みどり

委員 小池智司

委員 谷島大

委員 矢野誠二

4 出席職員 教育総務部長 加藤浩章

教育総務部次長 池田直隆

学校教育部長 瀧澤誠

学校教育部次長 黒田正司

学校教育部副参事 兼 学務課長 田中栄次郎

学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 武田直美

教育総務部 教育総務課長 杉木直也

教育総務部 新しい学校づくり推進室長 深井雄太

教育総務部 生涯学習課長 白石恵子

教育総務部 図書館長 山内正博

教育総務部 スポーツ振興課長 永澤誠

学校教育部 学校保健課主幹 長島友美

学校教育部 中学校給食共同調理場所長 荻原知之

書記 教育総務課主幹 田村啓昭

教育総務課主査 田中輝夫

教育総務課主任 齋藤繭子

**5 傍 聴 人** 5人

### 6 日程及び審議結果

- 日程第1 開会の宣告
- 日程第2 4月定例会会議録の承認
- 日程第3 会議録署名委員の指名

### 日程第4 議案の審議

- 議案第31号 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針の策定について
- 議案第32号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
- 議案第33号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について
- 議案第34号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について
- 議案第35号 上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱又は任命について
- 議案第36号 請願に係る審査請求に対する裁決について
- 議案第37号 職員の処分に係る審査請求に対する裁決について
- 議案第38号 いじめ重大事態対応マニュアルの改訂に係る審査請求に対する裁決について

## 日程第5 報告事項

- 報告事項1 令和5年度上尾市教育委員会後援名義の承認等の状況について
- 報告事項2 上尾市教育委員会が保有する行政文書の公開に係る令和5年度の実施状況について
- 報告事項3 令和6年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価基本方針について
- 報告事項4 学校再編検討対象校に係るアンケート調査の結果について
- 報告事項5 指定管理施設の利用状況、稼働率について
- 報告事項6 あげおdeからだ元気フェスタの開催について
- 報告事項7 第37回2024上尾シティハーフマラソンの開催について
- 報告事項8 令和6年度学力調査関係実施概要について
- 報告事項9 令和6年度上尾市学校運営協議会(学校教職員)の指名について
- 報告事項10 令和6年4月 いじめに関する状況について
- 報告事項11 上尾市学校給食施設基本計画(素案)について

### 日程第6 今後の日程報告

### 日程第7 議案の審議

議案第39号 令和6年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

### 日程第8 閉会の宣告

### 7 会議録

## 日程第1 開会の宣告

(西倉剛 教育長) ただ今から、令和6年上尾市教育委員会5月定例会を開会いたします。本日、佐藤 学校保健課長が、体調不良により、出席できません。上尾市教育委員会会議規則第13条の規定によりまして長島学校保健課主幹が、出席しておりますのでご了承願います。本日は、傍聴の申出はございますか。

(杉木直也 教育総務課長) 5人の方から傍聴の申出がございます。教育長の許可をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

~傍聴人入場~

(**西倉剛 教育長**) 傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴にあたっての注意事項を傍聴券の裏面に記載しておりますので、お読みいただき会議の進行にご協力をいただきますようお願い申し上げます。それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

## 日程第2 4月定例会会議録の承認

(**西倉剛 教育長**)続いて、「日程第2 4月定例会会議録の承認」についてでございます。4月定例 会会議録につきましては、すでにお配りして、確認していただいております。修正等がございました ら、お伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

~委員全員から「なし」の声~

(西倉剛 教育長) それでは、承認することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長)異議ないものと認め、谷島委員にご署名いただき、会議録とします。

### 日程第3 会議録署名委員の指名

(西倉剛 教育長)続いて、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名 委員は、矢野委員にお願いいたします。

(矢野誠二 委員) はい。

#### 日程第4 議案の審議

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」でございますが、審議を始める前にお諮りいたします。本日予定しております議案は9件でございます。「議案第39号 令和6年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」につきましては、市議会に提出することとなる案件で最終的な意思決定前の情報であるため、非公開の会議として審議を公開しないこととしたいと存じます。また、「議案第32号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」につきましては、同様に最終的な意思決定前の情報ではありますが、すでに改正内容の予定が公にされており、この議案につきましては、市民に不正確な理解や誤解を与えるといった恐れがないことから、会議を公開することとしたいと存じます。これらにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されていた本日の日程を変更いたします。まず、議案第31号から議案第38号までの審議を行い、報告事項及び今後の日程報告を行います。その後、傍聴の方に退室いただきまして、非公開の会議とし、議案第39号の審議を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。それでは、「議案第31号 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針の策定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第31号につきましては、武田指導課長が説明申し上げます

(武田直美 指導課長) 「議案第31号 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針の策定について」でございます。議案書1ページをご覧ください。提案理由といたしましては、上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針を定めたいので、この案を提出するものでございます。

今回議案として提出しております「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針(案)」につきまして、令和6年1月にお示しいたしました内容と、大きく変更した箇所はございません。文言の修正・追加した部分をご説明いたします。別冊の「令和6年度上尾市教育委員会5月定例会 議案第31号」をお願いいたします。13ページ第3章の3基本構想の表中5の地域クラブの活動に参加する場合、生徒は参加費を支払う。の1つ目の※印の冒頭に、「市は、参加を希望する全ての生徒が、地域クラブに参加できるよう、」という文を追記いたしました。令和6年1月定例会において、教育委員の皆様から、「誰もが平等に参加できるようにすること」「参加を希望する生徒が、参加を希望するクラブに参加できるようにすること」等の御意見をいただき、そのことがより分かりやすく理解できるようにするために強調したものとなります。本市における本事業推進の目標は「すべての生徒が、地域において、自己のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるようにすること」でございます。表記変更の意図について御理解いただければと存じます。

続いて、16ページから17ページの第3章の6平日の学校部活動における(1)から(5)の各標題について、具体的な実施イメージをより理解できるよう、体言止めの表記から、動詞調の表記に変更しております。内容についての変更はございません。

最後に、20ページ第4章のスケジュールについて、令和5年度に記載しておりました「『上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針』策定」を、令和6年度に記載箇所を変更しております。また、令和6年度の欄の中段「各種目の地域クラブ活動を統括する団体の先行募集及び一部種目の地域クラブ活動実施」という表記に変更しております。以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第31号について説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(内田みどり 委員) ご説明ありがとうございました。18ページ、イの組織について、(イ)の中で、 先々は芸術的なものは生涯学習課、スポーツに関わるものはスポーツ振興課が携わってくるというこ とで記載されています。これは令和8年度以降については、指導課から手が離れて、生涯学習課やスポーツ振興課が平日の部分も携わってくるっていう考え方に変えていくということでよろしいでしょうか。

(武田直美 指導課長) 休日についてはスポーツ振興課と生涯学習課に移管することになります。

(**内田みどり 委員**) そうしますと、20ページの表で令和8年度以降の平日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を検討するとなりますと、すべてを生涯学習課やスポーツ振興課が所管するということになるのでしょうか。

(武田直美 指導課長)平日の部活動についても、いずれはと考えていますが、明確には決まっていません。

(内田みどり 委員)子どもの教育的に預けてしまっていいのかと気になったものですから、そこも踏まえて、令和8年度以降についてもご検討ていただきたいと思います。

(谷島大 委員)前回の協議時にも参加費を心配する声が多く出ていました。先ほどご説明のあった13ページに希望するすべての生徒が参加できるという文言を追加していただいた点はよかったと思います。そのために企業等の協力や連携を仰ぎ負担軽減を図っていくと記載があります。少し心配のしすぎかもしれませんが、企業とのかかわりが深くなりすぎて事業の主体性を揺るがすようなことがないようにしていただきたいと思い、意見として申し上げます。

(矢野誠二 委員) 13ページで、休日の学校部活動の地域移行について令和8年8月の学校総合体育大会が終わるまでというのが現時点での目標とあります。令和9年度以降の中体連主催の大会への参加は、合同チーム等の例外を除いて、これまでどおり学校単位の参加となるのか、休日に学校部活動とは異なる競技に参加している生徒はそこでの目標とする大会等が今後できていくのか、中体連の動き、または地域のクラブチームや少年団等での大会運営の動きや見通しというものが、現時点でわかれば教えていただきたいと思います。

(武田直美 指導課長)上尾市の大会につきましては、まだ中学校で参加するということで進めております。県の方では、クラブチームで参加することを可としている種目もあります。種目によってはクラブチームが県の登録を行い、審査を受けて、大会参加できるものもあります。しかし、上尾市中体連が所管する大会において、昨年度、初めて1つの種目で、クラブチームからの参加がありました。クラブチーム参加にあたり課題等も見つかり、今後、課題の整理・検討をしていくと聞いております。県の方でも、クラブ活動を地域移行にするにあたって、大会のあり方等について検討している最中だと聞いております。

(大塚崇行 教育長職務代理者) 部活動の地域移行に関しては、上尾市としては大変注目されている部分というのがありまして、イングリッシュサロンといったところもあります。また以前には、上尾メディックスさんにもご協力いただくなど、地域の協力がなくてはできないことがあると思います。ですので、上尾独自の特徴ある地域クラブを作り上げてきていただきたいと思います。その中で、参加費についてはできるだけ低額にしていただきたいと思いますので、意見として申し上げます。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長)ないようですので、これより採決いたします。「議案第31号 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針の策定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(**西倉剛 教育長**) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。続きまして「議案第32号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第32号につきましては、杉木教育総務課長が説明申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長)上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出についてご説明申し上げます。議案書2ページ下段をご覧いただきたいと存じます。はじめに、提案理由でございますが、上尾都市計画事業大谷北部第二土地区画整理事業の施行区域において町の区域を新たに画し、及び変更することに伴い、所要の改正を行うことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。詳細の説明については、議案資料を用いてご説明いたしますので、議案資料のご用意をお願いいたします。議案資料1ページをお願いいたします。上尾都市計画事業大谷北部第二土地区画整理事業の施行区域内の所在する上尾市立今泉小学校及び上尾市立西中学校の丁目地番が変更となります。上尾市立今泉小学校につきましては、「上尾市大字今泉268番地」を「上尾市今泉三丁目17番地1」に改め、上尾市立西中学校につきましては、「上尾市大字今泉515番地」を「上尾市東今泉5番地1」に改めるものでございます。次に附則でございますが、施行期日は、9月21日から施行することとしております。議案第32号の上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出の説明は、以上でございます。

(**西倉剛 教育長**) ただいま、議案第32号につきまして説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(**西倉剛 教育長**)ないようですので、これより採決いたします。「議案第32号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(**西倉剛 教育長**) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案第33 号上尾市公民館運営審議会委員の委嘱または任命について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第33号につきましては、白石生涯学習課長が説明申し上げます。

(白石恵子 生涯学習課長)議案書の3ページをお願いします。「議案第33号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」でございます。上尾市公民館運営審議会委員の任期が6月12日で満了するため、上尾市公民館条例第11条第3項の規定により委員を委嘱又は任命したいので提案するものでございます。公民館運営審議会は、社会教育法第29条第1項及び上尾市公民館条例第11条第1項の規定により設置するもので、公民館における各種の事業の企画実施について調査審議するものでございます。委嘱又は任命する委員は、新任が3名、再任が10名の計13名、任期はいずれも令和6年6月13日から令和8年6月12日までの2年間でございます。

(**西倉剛 教育長**) ただいま、議案第33号につきまして説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(**西倉剛 教育長**)ないようですので、これより採決をいたします。「議案第33号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱または任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。つづきまして、「議案第34号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱または任命について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第34号につきましては、白石生涯学習課長が説明申し上げます。

(白石恵子 生涯学習課長)議案書の5ページをお願いします。「議案第34号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について」でございます。上尾市人権教育推進協議会委員の任期が5月31日で満了するため、上尾市人権教育推進協議会条例第3条第2項の規定により、委嘱又は任命したいので提案するものでございます。人権教育推進協議会は、上尾市人権教育推進協議会条例第1条の規定により設置するもので、教育委員会の諮問に応じ、人権教育に関する市の基本的な計画の策定及びその変更等について協議するものでございます。委嘱又は任命する委員は、新任が4名、再任が9名の計13名、任期は、いずれも令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間でございます。説明は以上でございます。

(**西倉剛 教育長**) ただいま、議案第34号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(**西倉剛 教育長**)ないようですのでこれより採決をいたします。「議案第34号 上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱または任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(**西倉剛 教育長**) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。つづきまして「議案第35号 上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第35号につきましては、武田指導課長が説明申し上げます。

(武田直美 指導課長)議案書7ページをご覧ください。こちらは、上尾市立中学校部活動地域移行推 進協議会委員に人事異動の都合により欠員が生じたためその後任を、さらに多角的に意見をいただき たいため、文化芸術分野の委員を増員し、上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例第4条の規 定により、委嘱又は任命したいので、この案を提出するものでございます。委員の任期は、令和7年 4月30日までとなっております。以上でございます。

(**西倉剛 教育長**) ただいま、議案第35号について説明をいただきました。質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長)ないようですので、これより採決いたします。「議案第35号 上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱又は任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(**西倉剛 教育長**) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。つづきまして、「議案第36号 請願に係る審査請求に対する裁決について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第36号につきましては、白石生涯学習課長が説明申し上げます。

(白石恵子 生涯学習課長) 議案書の9ページをお開きください。「議案第36号 請願に係る審査請求に対する裁決について」でございます。はじめに、提案理由ですが、請願に係る審査請求に対する裁決について、不適法であるため、却下の裁決をしたいので、この案を提出するものでございます。 議案書の10ページから12ページまでが裁決の案となっております。

10ページをお開きください。まず、第1の事案の概要についてです。1として、審査請求人は、本年1月4日に仮称「教育長・教育委員と市民との懇談会」開催に関する請願を提出しました。2として、審査請求人は、3月22日に3か月近く経過しているにもかかわらず、(1)教育委員会定例会・臨時会で請願の審査がされていないこと、(2)請願の進捗状況等が教育委員会から能動的に審査請求人に伝えられていないことは、不作為であり、可能な限り速やかに請願についての審査を望むとして、審査請求を提起しました。

次に、10ページから11ページになりますが、第2の審理関係人の主張の要旨についてです。審査請求人の主張ですが、審査請求の記載内容から、対象等につきましては、(1)審査請求の対象は、「上尾市教育委員会の定例会において、請願の審査が行われていないこと」となります。(2)審査請求の趣旨は、「可能な限り速やかに本件請願についての審査を望む」ものであります。(3)審査請求の理由は、事案の概要でも説明いたしましたが、ア 3回にわたる教育委員会の定例会において、本件請願の審査がされていないこと。イ 本件請願の進捗状況等が教育委員会から能動的に請求人に

伝えられていないこと。以上の2点となります。

次に、11ページの第3の理由についてです。1として、審査請求は、教育委員会の定例会において、請願の審査が行われていないとの主張を前提として、行政不服審査法第3条の規定による不作為に該当するものとして当該不作為についての審査請求をしたものと認められます。2として、不作為についての審査請求は、行政不服審査法第3条において、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該不作為についての審査請求をすることができると規定されています。また、ここでいう「処分」とは、行政不服審査法第1条第2項において、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と規定されています。すなわち、公権力の主体たる国又は地方公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものとなります。3として、請願とは、国民が国又は地方公共団体の機関に対して希望を述べることを保障する制度です。法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされている申請にはあたりません。審査請求人は請願の審査を求めているが、審査請求人が求めている内容は、処分には該当せず、また、法令に基づいてされた申請にもあたりません。4として、審査請求の対象は行政不服審査法第3条の規定による不作為には該当せず、審査請求は審査請求人としての適格を有しない者からなされたものであるということになります。

12ページ目の第4の結論についてです。本件審査請求は不適法であるので、行政不服審査法第49条第1項の規定により却下するものです。

(**西倉剛 教育長**) ただいま、議案第36号について説明をいただきました。質疑、意見はございますか。

(大塚崇行 教育長職務代理者) ご説明ありがとうございました。この件に限ったことではありませんが、私たち教育委員の立ち位置としては、一市民の目線で見て考え、意見を言う立場でなくてはいけないと、審査請求人が請願した教育長、教育委員と市民との懇談会の名称を見て改めて思いました。そこでこの裁決書を読みますと、法律的にはこういう文章の表現になってしまうのは致し方ないと思いますが、法律の専門家でない者として、これを理解をするには何度も読み返して時間を要してしまうというところがありました。この後の議案37号、38号についても同様ですが、少しでも市民目線で見て、わかりやすい文章にしていただくことを努めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。意見として申し上げます。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございますか。

(**西倉剛 教育長**)ないようですので、これより採決いたします。「議案第36号 請願に係る審査請求に対する裁決について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(**西倉剛 教育長**) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第37号 職員の処分に係る審査請求に対する裁決について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第37号につきましては、白石生涯学習課長が説明申し上げます。

(白石恵子 生涯学習課長)議案書の13ページをお開きください。「議案第37号 職員の処分に係る審査請求に対する裁決について」でございます。はじめに、提案理由ですが、職員の処分に係る審査請求に対する裁決について、不適法であるため、却下の裁決をしたいので、この案を提出するものでございます。議案書の14ページから16ページまでが裁決の案となっております。

14ページをお開きください。まず、第1の概要についてです。1として、審査請求人から、本年2月22日に不登校当事者の保護者、民間の不登校支援者を上尾市不登校対策推進委員会の委員にするかどうかについて、どのように検討したかがわかる文書について行政文書の公開請求がされました。2として、審査請求人は、3月7日に教育センター職員と面談し、不登校当事者の保護者、民間の不登校支援者を上尾市不登校対策推進委員会の委員にするかどうかについて検討したが、当該検討に係る文書は作成していない旨の回答を受けました。3として、審査請求人は、3月13日に文書未作成の件を放置するのか、処分するのかについて見解の回答を求める問い合わせを行いました。4として、処分庁は、3月29日に審査請求人に対し、本事案の対応に関して、処分事由に当てはまらないと回答しました。5として、審査請求人は、4月2日に公文書管理法第4条違反による職員の処分の検討を求めて、審査請求を提起しました。

次に、15ページの第2の審理関係人の主張の要旨についてです。審査請求人の主張ですが、審査請求の記載内容から、対象等につきましては、(1)審査請求の対象は、「上尾市教育委員会が職員を懲戒処分しないこと」になります。(2)審査請求の趣旨は、「職員が文書未作成を認めており、教育総務課職員もそのことを確認しているため、法令に則り処分を検討することを求める」ものであります。(3)審査請求の理由は、ア 職員が職務上作成しなければならない文書を作成していなかったこと。イ 当該職員の行為は、公文書管理法第4条に違反するため、当該職員の処分を検討するとの裁決を求めること。の2点になります。

次に、同じく15ページの第3の理由についてです。1として、審査請求は、職員が職務上作成し なければならない文書を作成していないとの主張を前提として、職員を地方公務員法第29条の規定 による懲戒処分をしないことが行政不服審査法第3条の規定による不作為に該当するものとして当該 不作為についての審査請求をしたものと認められます。2として、不作為についての審査請求は、行 政不服審査法第3条において、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該不 作為についての審査請求をすることができると規定されております。また、ここでいう「処分」とは、 行政不服審査法第1条第2項において「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と規定され ております。したがいまして、公権力の主体たる国又は地方公共団体が行う行為のうち、その行為に よって、直接国民の権利義務を形成し、又は、その範囲を確定することが法律上認められているもの となります。16ページをお開きください。3として、懲戒処分とは、地方公務員法第6条第1項よ り、任命権者がその権限に基づき自ら行うものであり、任命権者以外の者に申請権が認められるもの ではございません。これを審査請求についてみると、審査請求人は、職員の処分の検討を求めている が、審査請求人が求めている内容は、処分には該当せず、また、法令に基づいてされた申請にも当た らないものとなります。4として、審査請求の対象は行政不服審査法第3条の規定による不作為には 該当せず、審査請求は審査請求人としての適格を有しない者からなされたものであるということにな ります。

第4の結論についてです。審査請求は不適法であるので、行政不服審査法第49条第1項の規定により却下するものです。

(西倉剛 教育長)議案第37号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(**西倉剛 教育長**)ないようですので、これより採決いたします。「議案第37号 職員の処分に係る 審査請求に対する裁決について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(**西倉剛 教育長**) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第38号 いじめ重大事態対応マニュアルの改訂に係る審査請求に対する裁決について」説明をお願いします。

(瀧澤 学校教育部長) 議案第38号につきましては、田中学務課長が説明申し上げます。

(田中栄次郎 学務課長)議案書17ページをお願いします。「議案38号 いじめ重大事態対応マニュアルの改訂に係る審査請求に対する裁決について」ご説明申し上げます。提案理由でございますが、いじめ重大事態対応マニュアルの改訂に係る審査請求について、不適法であるため、却下の裁決をしたいので、この案を提出するものでございます。議案書の18ページから20ページまでが裁決の案となっております。

はじめに、第1事案の概要についてです。1として、審査請求人は、令和5年上尾市議会12月定例会において上尾市いじめ問題調査委員会調査に関する請願を行い、同議会で採択されました。2として、処分庁は、令和6年3月、いじめ重大事態対応マニュアルを改訂しました3として、審査請求人は、令和6年4月1日、処分庁に対し、いじめフロー図、手順にいじめ防止対策推進法第23条第6項に規定する警察との連携が書き加えられていないことが、不作為に当たるとして、文言を本件請願のとおり書き加えることを求めて、審査庁に対して本件審査請求を提起しました。

次に、第2審理関係人の主張の要旨についてです。審査請求人の主張ですが、審査請求の記載内容から、対象等は、次のとおりとなります。(1)審査請求の対象は、「いじめ重大事態対応マニュアルに警察との連携を書き加えていないこと」となります。(2)審査請求の趣旨は、「いじめ重大事態対応マニュアルに警察との連携に関する文言を本件請願のとおり書き加えることを求める」ものであります。(3)審査請求の理由は、アー上尾市いじめ問題調査委員会の提言、被害者側の意向を無視した対応であること。イー法令違反の対応であること。以上の2点になります。

次に、第3理由についてでございますが、1として、審査請求は、処分庁が行ったいじめ重大事態対応マニュアルの改訂の際に、本件請願のとおり文言が書き加えられていないことが行政不服審査法第3条の規定による不作為に該当するものとして当該不作為についての審査請求をしたものと認められます。2として、不作為についての審査請求は、行政不服審査法第3条において「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定されております。また、ここでいう「処分」とは、行政不服審査法第1条第2項において「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と規定されており、公権力の主体たる国又は地方公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうものです。3として、請願とは、国民が国又は地方公共団体の機関に対して希望を述べることを保障する制度であり、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされている申請には当たりません。審査請求人は請願の

審査を求めていますが、審査請求人が求めている内容は、処分には該当せず、また、法令に基づいてされた申請にも当たりません。4として、審査請求の対象は、行政不服審査法第3条の規定による不作為には該当せず、審査請求は審査請求人としての適格を有しない者からなされたものであるということになります。

最後に、第4結論についてでございますが、本件審査請求は不適法であるので、行政不服審査法第49条第1項の規定により却下するものです。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長)議案第38号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(**西倉剛 教育長**) ないようですので、これより採決いたします。「議案第38号 いじめ重大事態対応マニュアルの改訂に係る審査請求に対する裁決について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

## 日程第5 報告事項

(**西倉剛 教育長**)続きまして、「日程第5 報告事項」です。本日は、11件の報告事項がございます。それでは、各報告事項について、説明をお願いします。

(加藤 教育総務部長) 「報告事項1から3まで」につきましては、杉木教育総務課長より、「報告事項4」につきましては、深井新しい学校づくり推進室長より、「報告事項5から7まで」につきましては、永澤スポーツ振興課長より、ご説明申し上げます。

#### 〇報告事項1 令和5年度上尾市教育委員会後援名義の承認等の状況について

(杉木直也 教育総務課長)教育総務課からは3点報告させていただきます。

報告事項1ページをお願いいたします。「報告事項1 令和5年度上尾市教育委員会後援名義の承認等の状況について」でございます。令和5年度において、教育委員会として後援名義を承認したイベント、事業について、上尾市教育委員会後援等名義の使用承認及び上尾市教育委員会教育長賞の交付に関する事務取扱要綱第13条の規定により、その状況を取りまとめましたので、報告するものでございます。後援名義等の申請のあった事業について、別冊の資料にまとめてございますので、ご覧いただきたいと存じます。申請件数は、全部で156件の申請がございました。令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になり、令和2年度に71件まで減少した申請件数から2倍以上と、コロナ禍で見送られていた事業が、再開し始めてきていることを映し出している結果と捉えております。156件の申請のうち、1件を不承認と決定をしてございます。不承認を決定した事業と不承認の理由については、資料に記載しておりますので14番目謎解き冒険ラリー不思議ハンターの右側の理由をご覧いただきたいと存じますが、事業の主催者が、市内を活動拠点として活動を行う団体ではないため、要綱第5条の主催者の承認基準に該当しないことから、不承認と決定をしたものでございます。報告事項1の説明は以上でございます。

## 〇報告事項2 上尾市教育委員会が保有する行政文書の公開に係る令和5年度の実施状況について

(杉木直也 教育総務課長) 続きまして、報告事項2ページをお願いいたします。「報告事項2 上尾市教育委員会が保有する行政文書の公開に係る令和5年度の実施状況について」でございます。本件についても毎年度報告している事項でございますが、前年度の実績がまとまりましたので、報告するものでございます。令和5年度は、402件の公開請求等がございまして、公開、部分公開の合計が209件、非公開が192件でございました。請求のあった402件の請求内容と決定内容については、別冊の資料に一覧表にして掲げてございますので、後ほどご覧いただければと存じます。また、報告書の3ページには、教育委員会ほかの実施機関ごとの状況を掲載してございます。上尾市全体では、821件の申請状況でございます。報告事項2の説明は以上でございます。

### 〇報告3 令和6年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価基本方針について

(杉木直也 教育総務課長) 続きまして、報告事項4ページの「報告事項3 令和6年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価基本方針について」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により行う、令和6年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価につきまして、別紙のとおり基本方針を定めましたので報告するものでございます。

令和6年度の点検評価の実施にあたっては、昨年度と同様に、施策毎の評価ではなく、事業単位で 自己評価を行い、事業の内容、決算額、評価指標などを1ページに情報を集約した上で、評価結果を 取りまとめて、お示ししていきたいと考えております。1つ目の〇に記載しておりますとおり、点検 評価の対象は、「第3期上尾市教育振興基本計画」に掲げた10の目標を達成するために、令和5年 度に実施した主要事業について、点検評価を行うことといたします。ここで言う「主要事業」とは、 令和5年度上尾市教育行政重点施策の中でお示ししている教育振興基本計画に紐づいて位置付けた主 要事業でございます。2つ目の〇部分、「点検評価事務の進め方」でございますが、評価シートを用 いて評価を実施してまいりますが、「事業の概要」、「事業費決算額等の推移」、「評価指標」を記 載した上で、「成果」や「課題」を記し、「今後の方向性」として次年度以降の目標設定などを行い ます。そして、評価シートの末尾に、教育振興基本計画の目標及び施策に対する当該事業の評価を記 載することといたします。3つ目の〇部分、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」でござ いますが、昨年度同様に第三者評価をお願いする有識者でございますが、教育に関し学識経験を有す る3名の方にお願いする予定でございます。次に、今後のスケジュールでございます。下段◎の記載 になりますが、9月の教育委員会までに評価をまとめて、協議させていただきます。その後、学識経 験者による第三者評価を10の目標毎にいただき、11月の教育委員会において採決いただく予定と しております。採決後の上尾市議会12月定例会に報告書を提出・公表する予定でございます。報告 事項3の説明は以上でございます。

### 〇報告事項4 学校再編検討対象校に係るアンケート調査の結果について

(**深井雄太 新しい学校づくり推進室長**)報告事項の6ページをお願いいたします。「報告事項4 学校再編検討対象校に係るアンケート調査の結果について」でございます。

こちらは学校再編検討対象校における学校の再編検討に向けた参考資料とすることを目的に、上尾市学校施設更新計画において、学校再編の検討対象校となっている、尾山台小学校、平方北小学校、大石南中学校に関し、令和5年度に実施したアンケート調査結果について、報告するものございます。内容説明の報告書の名称にございます、「1.教育環境に関するアンケート調査報告書」といたしまして、尾山台小学校、平方北小学校、大石南中学校の各々の教員、保護者、また、尾山台小学校、平

方北小学校の通学区域にお住いの未就学児保護者を対象に、令和5年8月から9月にかけて実施いたしました。また、2-1及び2-2の「通学区域に関するアンケート調査報告書」といたしまして、学校再編検討対象校の尾山台小学校、または、平方北小学校の近隣校通学区にお住いの未就学児保護者を対象に、令和6年1月から2月にかけて実施いたしました。アンケート調査の回答率につきましては、記載のとおりとなっております。

恐れ入りますが、別冊の「令和5年度アンケート調査実施報告書」をお願いいたします。こちらは、令和5年度に実施した各アンケートの概要をまとめたものとなっておりますので、こちらでご説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。「1. 教育環境に関するアンケート調査」といたしましては、設問区分一覧のとおり、項目として、1)学校規模、2)学校再編、3)学校再編の検討組織、4)教育環境について、同表右側の〇印の対象者に伺っております。

続きまして、5ページをお願いします。こちらは、「2-1.通学区域に関するアンケート調査」 といたしまして、通学区域について、尾山台小学校の近隣校3校通学区域にお住いの未就学児保護者 に対し、調査票の設問内容のとおり、伺っております。同様に、7ページは、平方北小学校の近隣校 4校通学区にお住いの未就学児保護に対する、調査票の設問内容となっております。続きまして、8 ページをお願いいたします。こちらは、「1.教育環境に関するアンケート調査結果」のまとめとい たしまして、結果概要及び考察を項目別に記載しております。8ページから9ページにおきましては、 「1) 学校規模に関すること」といたしまして、「小規模校のメリット・デメリット」において、保 護者と教員で小規模校に対する捉え方に差異がある結果となったこと。また、未就学児保護者におい ては、1学年あたり3クラス程度が適切であると考えていること。教員においては、小規模校におけ る教員1人あたりの負担感が大きいと感じているといった結果となっております。9ページから10 ページにおきましては、「2)学校再編に関すること」といたしまして、「学校規模適正化のメリッ ト(効果)、期待すること」として、人間関係に関することやクラブ・部活動の選択肢を広げる、学 校行事を多くの仲間で行うことができるといった、切磋琢磨したり、協力する環境等を作れることが メリットとして期待しており、「学校再編で得られるメリットは低い(又は特にない)」と回答した 方は少数となっております。10ページにまいりまして、「学校再編に望ましい手法」としましては、 「通学区域の見直し」など、児童生徒数の減少については、対策を講じる必要のある課題として、広 くとらえられていることが伺える結果となっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。こちらからは、「通学区域に関するアンケート調査」といたしまして、尾山台小学校、平方北小学校、各々の近隣校通学区域にお住いの未就学児保護者へ、通学区についての意向調査を行った結果概要と考察となっております。近隣校通学区にお住いの未就学児保護者に対し、お子様が入学予定の小学校の他に、尾山台小学校又は平方北小学校への就学を選択できるようになった場合、就学を選択するかの問については、学校が遠くなることによる通学の安全性への懸念や児童の負担が大きくなることを考慮し、多くの未就学児保護者は、「選択しない」ことが伺える結果となっております。

続きまして12ページをお願いいたします。こちらは、令和5年8月から9月に実施の「教育環境に関するアンケート調査」において、「学校再編に望ましい手法」として、通学区域の見直しや調整による学校再編を望む回答が多かったことを受け、令和6年1月から2月に実施の「通学区域に関するアンケート調査」の結果に鑑みた状況を記載しております。

今後の予定としましては、7月に設立予定の平方北小学校学校再編検討協議会の協議の際に活用してまいります。その他、各アンケート調査結果の詳細につきましては、別冊の各アンケート調査報告

書をご参照いただければと存じます。報告事項4につきましては以上でございます。

#### 〇報告事項5 指定管理施設の利用状況、稼働率について

(永澤誠 スポーツ振興課長) 8ページをお願いいたします。スポーツ振興課で所管している2つの指定管理施設、上尾市民体育館と上尾市平塚サッカー場について、その利用状況、並びに稼働率について報告するものでございます。初めに、市民体育館の「1利用人数」でございます。令和5年度の利用人数は、合計で29万8,336人となっております。中段の表、「2 施設の利用人数」につきましても、前年度比較で、おおむね増加している状況でございました。下段の表、平塚サッカー場の「1利用人数」でございますが、令和5年度の利用人数は、合計で73,396人という状況でございました。9ページをお願いいたします。市民体育館の施設ごと、利用時間帯の区分ごとの稼働率でございますが、令和4年度と比較し土日祭日で若干の減少が見られましたが、全体では、例年どおりとなっております。10ページをお願いいたします。平塚サッカー場の稼働率でございますが、ご覧の表のとおりとなっております。なお、上尾市平塚サッカー場につきましては、本市のネーミングライツ事業により、令和6年4月から「ライフコミュニケーション上尾サッカーグラウンド」という愛称を使用することとなっておりますので、併せて報告させていただきます。報告事項5の説明は以上でございます。

### 〇報告事項6 あげおdeからだ元気フェスタの開催について

(永澤誠 スポーツ振興課長) 11ページをお願いいたします。令和4年度のスポーツ健康都市宣言以降、毎年開催している「あげお de からだ元気フェスタ」につきまして、昨年度は8月の末開催でしたが、熱中症予防等を考慮し、今年度は6月29日の土曜日に開催いたします。会場は上尾市民体育館で行い、内容は、野球やバレーボールなどのスポーツ体験教室のほか、マットス、モルックなどのユニバーサルスポーツ体験、フレイル予防などの健康講座などを予定しております。今年度の新たな試みといたしまして、「上尾市武道連盟」のご協力により「あげお de あそぶどう」と称して、剣道、柔道などの体験会を開催いたします。また、本市の独自事業として実施する「健康ポイントアプリ」が、7月から導入されることに先立ち、アプリの先行登録を実施し、登録者の獲得に努めてまいります。詳細は広報あげお6月号やホームページ等でお知らせしてまいります。また、教育委員さんには、後日案内文を郵送させていただきます。説明は以上でございます。

#### 〇報告事項7 第37回2024上尾シティハーフマラソンの開催について

(永澤誠 スポーツ振興課長) 12ページをお願いいたします。日時につきましては、令和6年11月17日(日曜日)にハーフ、5km、3kmの部を開催いたします。雨天決行で、開会式は午前8時40分から行います。主催につきましては、上尾市、上尾市教育委員会、上尾市スポーツ協会、一般財団法人埼玉陸上競技協会の共催でございます。会場につきましては、上尾運動公園陸上競技場をスタート・フィニッシュとした、上尾市内の折り返しコースで、ハーフにつきましては、世界陸連並びに日本陸連の公認コースでございます。募集人員につきましては、ハーフ5,500人、5キロ1,500人、3キロ1,200人でございます。申込期間につきましては、7月1日(月曜日)から8月31日(土曜日)までとなっております。大会に関連して、参加するランナーに配布する「シャツのデザインコンテストや写真コンテストにつきましても例年どおり実施いたします。また、今年度の新たな試みといたしまして、前日のちびっこタイムトライアルにおいて、あらたに「ファンランの部」を

設けました。これは、未就学児と18歳以上の保護者がペアで参加できる種目となっており、ペアでマラソン大会に参加し、未就学の段階から走る楽しさを味わっていただくということを考えております。親子などのペアで参加できるマラソンを取り入れる大会は近年増えてきており、県内ですと、鴻巣パンジーマラソン、所沢シティマラソンなどで開催実績がございます。

大会開催にあたりましては、選手や関係者の皆様が安心・安全に参加できる大会となるよう、しっかり準備を進めてまいります。資料の13ページ及び14ページに開催要項を載せておりますので、併せてご参照いただければと存じます。報告事項7の説明は以上でございます。

(瀧澤誠 学校教育部長)報告事項8から10までにつきましては、武田指導課長より、報告事項11 につきましては、黒田学校教育部次長より、ご説明申し上げます。

### 〇報告事項8 令和6年度学力調査関係実施概要について

(武田直美 指導課長) 15ページをお願いします。「報告事項8 令和6年度学力調査関係実施概要について」でございます。16ページの表のとおり、今年度につきましては、全国学力・学習状況調査は、4月18日(木)に、埼玉県学力・学習状況等調査は、4月30日(火)・5月8日(水)・5月9日(木)に実施いたしました。上尾市の学力調査は、小学校は令和6年12月18日(水)、中学校は令和7年1月10日(金)にそれぞれ実施予定となっております。

### 〇報告事項9 令和6年度上尾市学校運営協議会(学校教職員)の指名について

(武田直美 指導課長) 続きまして、17ページをお願いします。「報告事項9 令和6年度上尾市学校運営協議会(学校教職員)の指名について」でございます。別冊「令和6年上尾市教育委員会5月定例会報告事項9」をご覧ください。こちらは、上尾市学校運営協議会規則第7条に基づき、各小中学校長から所属教職員の委員としての推薦を受けまして、教育長が指名するものでございます。よろしくお願いいたします。

#### 〇報告事項10 令和6年4月 いじめに関する状況について

(武田直美 指導課長) 続きまして、18ページをお願いします。「令和6年4月 いじめに関する状況について」でございます。19ページをご覧ください。令和6年4月の状況としましては、小学校では、認知件数が56件で、解消報告件数が51件、解消に向けて取組中のものが、4月認知分を含めずに241件です。20ページをご覧ください。中学校では認知件数が29件で、解消報告件数が7件、解消に向けて取組中のものが、4月認知分を含めずに66件です。いじめの解消に向けて取組中となっているものにつきましては、指導後3か月の見守り期間が経過していない、または保護者からの見守り継続の要望があり、経過観察をしているものでございます。以上でございます。

#### 〇報告事項11 上尾市学校給食施設基本計画(素案)について

(黒田正司 学校教育部次長)報告事項の21ページをお願いします。「報告事項11 学校給食施設基本計画(素案)について」でございます。令和5年教育委員会12月定例会で、上尾市学校給食施設基本計画の骨子案をお示しさせていただき、ご意見をいただいたところですが、いただいたご意見を踏まえまして、今回、「素案」を作成しましたので、別冊のとおり報告いたします。現在、この「素案」についてパブリックコメントを実施しておりまして、委員の皆様からも改めてご意見をいただきたいと考えております。この計画の策定までの進め方でございますが、現在は、ご意見をいただく期間としており、その後、いただいたご意見を踏まえまして、「素案」から「案」を作成し、委員

の皆様には改めて「案」について協議いただきたいと考えております。

ここで、本計画「素案」の内容について、簡単に触れさせていただきます。本計画は、学校施設の 更新に伴いまして、給食施設の今後のあり方について検証し、将来的にどのような給食施設が望まし いのかを、計画として策定するものでございます。はじめに、学校給食室の現状についてですが、多 くの施設が建築から40年以上が経過し、老朽化が進んでいること。学校給食室は、衛生管理の徹底 から、文科省が定めた「学校給食衛生管理基準」に適合した施設であることとされていますが、現在 の給食室は平成9年に発出された旧基準はクリアしているものの、平成21年に改定された新たな基 準には適合できていない施設があること。新たな基準に早急に対応することが望ましいとされており ます。また、給食調理員のなり手不足が深刻化しており、直営の小学校では大変厳しい状況の中で給 食調理を行っている学校もあり、外部委託についても検討する必要がございます。アレルギーをもつ 児童生徒が年々増加していることから、学校給食のアレルギー対応について検討する必要がございま す。これらの現状の課題を解消し、これまで以上に、安全でおいしい給食を提供し続けられるよう、 本計画には現状と課題を踏まえ、自校方式やセンター方式など、様々な提供方式によるコスト等の試 算や課題解消のための方法について、比較・検討を行いました。各校に設置している給食室を改修し て衛生管理基準に適合させるためには、現状よりも広い床面積が必要となるため、建築コストも上が ることが見込まれます。また学校施設の更新に合わせて進めていくと、整備完了までには長い期間を 有することとなります。そこで、コスト面において比較的優位で、かつ課題解消までの対応が早く、 給食の安全面などリスク管理にも優れていることから、今の学校給食室を集約化したセンター方式を 採用することが、最も望ましいと考えています。具体例を申し上げますと、衛生管理基準には、「調 理後2時間以内の喫食の確保」もあることから、市内に2か所もしくは3か所に、給食センターを配 置することを想定しております。また、各学校に配置している給食調理員をセンターへ集約化するこ とで、複数の人手によって調理業務を行えることや、新しい給食施設へエアコンを導入することで、 より働きやすい労働環境を整備することができます。さらに、小学校で米飯給食を増やすなど、低ア レルゲン給食の機会を増やすことや、アレルギー対応室を設けることで、アレルギー対応の選択肢を 増やすことも可能となり、子どもたちが一緒においしい給食を食べられる環境が整備できると考えて います。以上のことから、安全安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食を、今後も提供し続け ていくためには、市内小中学校の給食施設は、複数の給食センターへの集約化が望ましいという、方 向性を示した計画素案となっております。本日は、報告事項となりますが、今後、いただくご意見な どをしっかりと精査し、基本計画(案)を作成した際には、改めて議案として上程させていただきま す。説明は以上でございます。

(瀧澤誠 学校教育部長)報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(**西倉剛 教育長**) ありがとうございました。報告事項につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

(矢野誠二 委員)報告事項4について意見の前に、確認です。平方北小学校近隣4校の未就学保護者対象の報告書の4ページ、問3 重視する点の中で下の表5番の児童数の少ない小規模の学校に回答した方は、507人中3人ということだと思います。そうすると、1%にならないですね。私の計算では0.59、四捨五入して0.6%になり、パーセンテージがずれている気がしました。もし訂正となると関連して、次の5ページの本文中下段についても、回答数が3、約1%と、実施報告書の11

ページにも同様の記述があるので、併せて訂正をお願いしたいと思います。大変膨大なアンケート資料から、ここまでおまとめいただいたのは、本当に大変だったと思いますので、大したことではないとはいえ、数字の訂正が必要であればしていただきたいと思います。

続いて意見として、今後、通学区域の見直し再編について、その有無に関わらず、一番多い意見にどうしても目が行ってしまいますが、小規模の学校がいいという方も3名います。少数意見を言われる方の真意といいますか、例えば本当に小規模の学校がいいというのか、または小規模の学校であれば、自分の子どもに対して目が行き届いて丁寧きめ細かい指導してもらえるのではないかといったような希望ですとか、3名の方の意見が皆一致しているとも思えませんし、逆に言えばデメリットもあります。例えば、双子の場合、単学級ですとクラス編成もできない、当然、家庭でも常にライバルとなるなど、いいときと悪いときとあります。ある中学校で、四つ子もいましたが、当然バラバラにしてあげないとかわいそうだという教育的配慮も必要になってきます。そうしたことも含めて、どこにその意見の本質があるのかを見極めるというのが、この膨大なデータの中で必要なことだと思います。また保護者等への説明において、少ない意見なので取り上げないということでなく、ご理解いただけるような、丁寧な説明というのを今後もお願いしたいと思います。以上です。

(**深井雄太 新しい学校づくり推進室長**)数字はもう一度精査をいたします。小数点以下を四捨五入するという文言を冒頭に書いておりますのでそちらも含めて再度確認いたします。

(西倉剛 教育長) その他ご意見ご質問ありますか。

(谷島大 委員) 報告事項に関して2点、申し上げたいと思います。

まず「報告事項4 学校再編検討対象校に係るアンケート調査について」感想ですが、拝見しまして小規模校に現在通っていらっしゃる保護者の方々がメリットを多く感じていると回答されていることは印象的でした。その反面、教員の皆さんにとっては負担にそして、近隣区域の、未就学児保護者の方々は、小規模校ほとんど希望してないという、状況もわかりまして、今後さらに慎重に検討を進めるべきだろうと感じました。一点気になったのですが、今回のこの調査は未就学児保護者は別として、小規模校の3校、特に平方北小学校について、保護者の回答率が非常に低かった点、前回令和4年の学校施設更新計画の基本計画案の見直しに係るアンケートで、保護者は8割以上回答されていた気がしたのですが、今回の回収率が低いのは、せっかくの機会であったのに残念だなと感じましたので、感想として申し上げます。

続けて「報告事項11 上尾市学校給食施設基本計画の(素案)について」気になった点を申し上げます。素案34ページ、中学校の各方式での検証の中で、センター方式を1か所から3か所、それぞれ設置した場合の【まとめ】の中で、給食調理員の数が少ない人数で済むことが記述されています。46ページの表17を見ると、センター方式をとり、センターの数を増やした場合は調理員数も増えていくということがわかりますが、39ページのセンター2か所の場合の【まとめ】だけに「大幅な減員が可能」という表現があります。1か所、2か所、3か所全て調理員の減員が可能と記述がある中で、2か所にした場合だけが大幅な減員になっていることに違和感を感じましたので申し上げます。また、それに関連しまして、5ページの2給食の調理体制について、の説明があります。この中で、小学校についてのみ説明されていまして、中学校のセンターの調理体制について説明がありません。中学校の説明も記述していただけると、先ほどの検証結果の効果についてもわかりやすくなると思いましたので、合わせて申し上げます。もう一点、47ページ将来の給食提供方式についてで、センターへの集約化についてのメリット、デメリットが挙げられている中に、例えば小学校が今の自校式か

らセンター式となったときに、給食の美味しさについてどのように担保されるのかについての記述がないので、児童・保護者にとって一番気になるところだと思いましたので、ぜひ触れてほしいと思います。以上です。

(内田みどり 委員) 私からも意見を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、「報告4 学校再編検討対象校に係るアンケート調査結果について」小規模校の学校の方は、小規模校ではなく、少人数学級を望んでいるように受け取りました。いじめのトラブルなどについてはクラス替えをしたいという意見もございましたので、その点も読み解いていただきたいなと感じたところでございます。理想的なことを言えば、少人数学級というのは大規模校であっても、適正規模校であっても、望んでいる保護者の方は多いと思います。40人の教室と、30人未満の教室とを比べますと、先生方が目を配れる人数は限られてくると思います。今後、いじめの問題や不登校の問題を考えたときには、上尾市として、少人数規模のクラスというものを考えていく必要があると感じたところでございます。この3校だけではなくて、全体的にこれからの上尾市の学校を考えていかなくてはいけないと感じたところでございますので、そういったことも含めてご検討いただければなと思います。

「報告事項7 第37回2024上尾シティハーフマラソンの開催について」お伺いさせていただきます。昨年度、若干スタート時にトラブルがあったと思います。この点について改善していかなくてはいけないと思いますが、ご検討はなされたのでしょうか。

(永澤誠 スポーツ振興課長)昨年度の大会につきまして、スタート時、何名かの大学生の転倒があり、ご迷惑をおかけしました。公式の場でも謝罪させていただきました。昨年度に審判部を交えまして、検討会議を3回ほど行い、スタートについては、基本タイム順とする方針を決めたところでございます。これまでは大学生につきましては、当日抽選を行い、大学ごとに整列する形でしたが、来年度からは基本的にはタイム順ということで、公式にもホームページに載せまして、大学にもその旨と伝えております。ただ、大学からも意見がありまして、まだ引き続き検討していくところでございます。

(内田みどり 委員) 大学生のエネルギッシュなところでスタートをなさると、転倒なども多いと思います。でもその子たちの将来を考えると怪我というのは起きて欲しくないことでございますので、ぜひトラブルのないようにご検討いただくようよろしくお願いいたします。

最後に、報告事項11 学校給食施設基本計画(素案)について意見を申し上げさせていただきます。昔に比べて、今の基準はとても厳しくなっていまして、面積まで基準があるというのは、温暖化の中で食中毒など安全性を考えると、これだけ基準が厳しいものになっていなくては安全性が保てないということを読み取ったところでございます。そうなってきたときに、敷地面積は限られているものですから、自校式というのは、対応が難しいなというのは感じたところでございます。ですが、おいしい給食というところは目指していただきたいところですので、先ほども谷島委員からお話がありましたが、おいしい給食をどう考えていくのか、センター方式にした場合も、温かい給食を提供して、みんなが残さずに食べて、健康な体を作っていただきたいっていうところがあります。ぜひ基本方針にあるとおり安全安心な給食の提供、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供、食育の推進、アレルギー対応、それと5番目の将来にわたる安定的な給食提供体制を構築すること、この5個の項目をどのような施設であっても目指していただきたいなと感じるところでございますので、特に重視していただきたいと思いました。その中で、21ページのアレルギーに対する対応レベルについて質問ですが、例えばレベル1ですと献立を表の対応ですとか、レベル2でお弁当対応ということですが、こ

れはアレルギーに対してのレベルなのか、どういったことなのか教えていただきたい。

(黒田正司 学校教育部次長) これは提供する給食のレベルでございまして、レベルが上がるにしたがいまして、完全にアレルゲンのない給食を提供できる。レベル2ですと、一部はお弁当で持ってきてもらう、一部はアレルギー対応した食事にできる、そういった食事の提供レベルになります。レベルの方が上がっていくと完全にアレルゲンのない給食を、皆さんと一緒に同じタイミングで提供できるといったものです。

(**西倉剛 教育長**)最初の段階は、対応ができないので、献立を見て食べるか食べられないか検討してくださいというレベルで、次はこれはできるけどこれは駄目だという場合はお弁当を持ってきていただく、その次のレベルは除去食を提供し、最後はどんなアレルギーにも対応できる給食が提供できるということです。

(内田みどり 委員) わかりました。受ける側ではなくて、提供する側のレベルということですね。

(西倉剛 教育長) その他ご意見、ご質問等はございますか。

(小池智司 委員) まず、報告事項4学校再編検討対象校に係るアンケート調査の結果について、膨大 な資料をまとめていただいて、今後学校再編検討委員会等を立ち上げていく中で、大変貴重な資料で あると感じました。小規模校に通っている保護者の方はメリットを、教員にはデメリットを感じてい る人が多いことがわかったのですが、その中で、教員がメリットと感じている人も少数あって、その 先生達の自由記述を見ると、小規模校のため、デメリットを感じる校務分掌など負担は多いが、それ を自分のスキルアップとして考えられる先生もいるということがわかりました。同じく、教育環境に 関するアンケート調査報告書の自由記述の中で26ページ、問5-1の教員の方の答えで気になった のは、上から三つ目の丸のところに書いてある「修学旅行について人数が少ないため1人当たりの金 額が割高になり、宿舎はランク・規模が他校より低い旅館で従業員が少ないため質素な食事のメニュ 一で中規模・大規模校とあまりにも違い、機会の平等に欠けているというのが実情と感じた」と書い てあります。こういったことが本当にあるとすれば、同じ上尾市内の子どもで不公平感があると思い ます。事実であれば、そういうことがないようにしていただきたいと思いました。また、今後再編成 するのに未就学児の保護者に対してアンケートをとった中で、通学路・通学区域の編成や学校選択制 を選んだ場合、小規模校を選択する保護者の方が少ないという結果が出ていますが、小規模校を適正 規模な学校に編成するためには、通学路・通学区域の編成や学校選択制だけでは対応がしきれないこ とがあると思います。学校区域の見直しについて、学校施設更新計画記載の通学距離を超える場合、 子どもたちの発達段階や安全等を考えてと書いてあるので、強制的な通学路の編成ということも必要 になってくるのではないかなと意見として申し上げます。

もう1点、報告事項の9ページ上尾市民体育館の稼働率について、アリーナや卓球室や剣道場などの稼働率が90%、80%台に対して、下のテニスコートが休日にも関わらず60%、50%と、低い数字になっているのが気になって、市のテニス協会などに登録しているサークルの方に話を聞きました。同様のテニスコートを持っている上平公園のテニスコートはオムニクレーコートなどだが利用料金が安い、市民体育館はクレーコートなのに高いので市民体育館を使う方は少ないと言われていました。今後整備をしていく中で、そのように思っている市民の方もいるということも考えていただきたいという意見です。

(大塚崇行 教育長職務代理者)学校再編に関するアンケートについて、先ほど谷島委員からも出たアンケートの回収率が低いということをどう捉えているかお聞かせください。

(深井雄太 新しい学校づくり推進室長)任意のアンケートでして、具体的なところまで聞けてはおりませんが、アンケートの回収率が低いと分かった時点で、未就学児保護者の方については、お礼の手紙と共に、アンケートに改めてご協力くださいというはがきを送りました。学校に通う保護者についてはさくら連絡網を用いて結果を取得しましたので、未回答の方には再度回答をお願いしましたが、このような結果となっております。

(大塚崇行 教育長職務代理者) わかりました。未就学児が40%ということで、一番意見を聞きたい方からの意見が少ないということで、期間が短かったのかとか、聞く方法がまずかったのかとか、何か原因があるなら反省しなければいけないと思います。アンケートの結果としてはこちらの考えている結果に近かったと思っておりますが、一点、アンケート調査実施報告書11ページ、12ページにあるとおり、学校再編に望ましい手法としての通学区域の見直しによる対応がどのアンケート結果でも上位になっておりましたが、尾山台小、平方北小の近隣校アンケートでは両小規模校は選択しないというような意見が大変多く、現実を突きつけられた気がします。保護者はこれから通わせる子どもたちは近くの適正規模の学校を望む方が多いと思いますので、この結果によって、学校再編の手法の選択肢というのが限られてしまうという厳しい結果が読み取れると思いました。

もう一点、学校給食に関する学校給食施設基本計画の46ページ表18の見方について、小・中学校の提供方式にそれぞれ0から3までの点数がついています。表下注釈にOは効率的な改善などとありますが、本来は点数の説明をつけるべきではないかと思いますがいかがですか。

(**黒田正司 学校教育部次長**) おっしゃるとおり、注釈が間違っておりますので、訂正させていただきます。

(大塚崇行 教育長職務代理者) 同じく46ページについて、表18調理員の不足のところで、小学校は、No. 2、3、4のセンター方式の点数は3、2、2ということであります。表17を見ると、センター2か所、3か所となると調理員の人数が増えるというところで、中学校は、No. 2、3、4のセンター方式の点数は3、3、3となっています。中学校の方も表17をみると調理員の人数が増えています。それを3、3、3とするとか3、2、2とするかというところの違いですが、これによって小学校の合計数字が低くなっています。最終的に点数が高いのは、No. 4のセンター3か所ということになりましたが、点数のつけ方により変わってしまうこともあるので、精査した方がいいのではないかとは思いました。

(**西倉剛 教育長**) その他ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(西倉剛 教育長) よろしいですか。それでは報告に対するご質問ご意見は終了させていただきます。

## 日程第6 今後の日程報告

(西倉剛 教育長) それでは「日程第6 今後の日程報告」をお願いします。

(杉木直也 教育総務課長) 今後の日程でございますが、教育委員会6月定例会は6月25日、午前9時から開催いたします。また、6月27日に文部科学省主催の市町村教育委員会研究協議会がオンライン開催により、予定しておりますので、宜しくお願いします。

(**西倉剛 教育長**) ありがとうございました。それでは、委員の皆様から、その他ご意見などございましたら、お願いいたします。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(**西倉剛 教育長**) それではここから非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方はご退室 をお願いいたします。

~傍聴人退場~

## 日程第7 議案の審議

(西倉剛 教育長) それでは、「議案第39号 令和6年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申し出について」説明をお願いいたします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第39号につきましては、池田教育総務部次長がご説明申し上げます。

(池田直隆 教育総務部次長) 議案書と、議案資料をご用意いただきたいと存じます。最初に提案理由でございますが、令和6年度の上尾市一般会計補正予算第2号のうち教育に関する事務の部分の補正について、法律の規定に基づき市長に意見を申し上げたいので、この案を提出するものでございます。議案資料を用いて説明させていただきますので、ご準備をお願いします。議案資料の2ページが歳入補正、3ページが歳出の補正の記載となっております。初めに1. 歳入補正でございますが、補正の総額は494万9千円で、この後歳出補正で説明する部活動地域移行推進事業に対しまして、スポーツ庁が今年度に実施する実施実証事業の参画団体として、埼玉県からの補助金の交付について、494万9千円の内示があったことから補正計上するものでございます。次に3ページの歳出の補正でございますが、補正総額は2,528万6千円でございます。その内容につきましては、資料に記載しているとおりで、学校施設更新計画推進事業に2,046万6千円、部活動地域移行推進事業に482万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

まず一つ目の学校施設更新計画推進事業でございますが、資料3ページの真ん中、説明区分欄に記載のある3つの業務、上平中学校拡張用地取得支援業務、物件調査業務、測量業務を行う委託費用を計上してございます。ここに、上平中学校の拡張用地取得とありますが、上平中学校については、これまでもご説明してきましたとおり、屋内運動場体育館が令和10年度に構造的耐用年数を迎えることから、施設更新に向けて事業計画を現在進めているところでございます。その上平中学校の施設工事に当たり、将来に向けての学校施設全体の配置などを考えたときに、現在の遠く離れた第2グラウンドで体育などを行っている状況の解消及び仮設プレハブ教室を生徒に長期間利用させることのない

建て替え計画とすること。それを実行するために、より良い教育環境を効率的に整備する観点から、本校敷地の南側に隣接する用地を取得することについて、今般、政策決定いたしまして、現在地権者と交渉を進めているところでございます。そしてこの度、地権者より希望額以上であれば、全ての土地を売却する意向が示されたことから、売買契約締結に向けての基礎となる用地測量業務および物件補償のための物件調査業務を実施するとともに、今後の地権者との交渉や、税務署との事前協議の他、農業振興地域の農用地区域からの除外の手続きなどについて、業務支援を受けるために、これらの業務にかかる委託料を補正計上したものでございます。

次に指導課所管の部活動地域移行推進事業でございます。本事業は歳入の説明で触れたとおり、国のスポーツ庁が実施する実証事業に参画をして、本日議決をいただきました部活動の事故の基本方針にも移行時期として示している、令和8年8月の時点で、各種目の地域クラブ活動について統括する団体を管理運営する上尾地域クラブ代表者会議を機能させるための体制作りを行うものでございます。なお、当該事業の歳出補正額とそれに充当する歳入の補正額に12万9千円の乖離がございますが、これは当初予算に計上している上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員に対する報酬、費用弁償についても、補助対象経費となることから、当該金額について、一般財源からの財源の変更を行うものでございます。説明は以上でございます。

(**西倉剛 教育長**) ただいま説明をいただきました議案第39号についてご質問、ご質疑がございましたらお願いいたします。

(**西倉剛 教育長**) それではないようですのでこれを採決いたします「議案第39号 令和6年度一般会計補正予算に係る意見の申し出について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。

### 日程第8 閉会の宣告

(**西倉剛 教育長**)以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、上尾 市教育委員会5月定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

令和6年6月25日 署名委員 矢野 誠二